

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定によつて公告する。

令和七年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（㎡）
東広島市志和町内字青木八七一番一		田	二、六三〇
東広島市志和町内字竹之下一四三九番一		田	九六〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者等で耕作の事業に従事する者が死亡しており、相続人が全て相続放棄していることから当該農地について耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に財団から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する 権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額（円）	補償金の支払の方法
令和八年一月一日	九年	九六、九三〇	農地を利用する権利の始期 までに広島法務局東広島支 局に補償金を供託する

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年七月二十八日

2 提出先

広島県農林水産局農業経営課

3 記載事項

- (一) 意見書を提出する者の氏名及び住所
- (二) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由
- (六) 意見の趣旨及びその理由
- (七) その他参考となるべき事項